## 議案第16号

市道における物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

市道における物損事故に係る損害賠償事件に関し、次のとおり損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

損害賠償及び 和解の相手方	損害賠償の額	和解の内容	損害賠償の原因
•••••	1,009,978円	損害賠償の	令和5年3月27日午前4
•••••		額を左記のと	時頃、北上市相去町大松沢地
•••••		おりとし、今	内において、相手方の車両が
••••		後双方とも一	市道第 1023052 号線を南進し
•••		切の異議又は	ていたところ、強風により街
		請求の申立て	路樹が倒れ相手方車両を直撃
•• ••		をしない。	しフロントガラス等を損壊さ
			せたものである。

令和5年6月9日提出

北上市長 八重樫 浩 文

## 提案理由

市道における物損事故の和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものである。